

吹田市介護保険事業者の指定等申請に係る審査手数料(新規・更新・変更)

番号	区 分	新規指定(許可)申請手数料 【1件につき】		指定(許可)更新申請手数料 (6年毎)【1件につき】		変更許可申請手数料 【1件につき】 (構造設備の変更を伴う ものに限る。)	吹田市 介護保険法 施行条例	
		単独申請	同時申請	単独申請	同時申請			
1	居宅サービス事業者	30,000円	1と2 35,000円	10,000円	1と2 10,000円		第19条	
2	介護予防サービス事業者	30,000円		10,000円				
3	地域密着型サービス事業者	30,000円	3と4 35,000円	10,000円	3と4 10,000円			
4	地域密着型介護予防サービス事業者	30,000円		10,000円				
5	居宅介護支援事業者	30,000円		10,000円				
6	介護予防支援事業者	30,000円		10,000円				
7	第1号事業者 (「訪問型」「通所型」「通所型入浴」サポートサービス)	30,000円		10,000円				
8	第1号訪問事業者と 訪問介護事業者			35,000円				10,000円
9	第1号通所事業者と 通所介護事業者			35,000円				10,000円
10	第1号通所事業者と 地域密着型通所介護事業者			35,000円				10,000円
11	介護老人福祉施設	30,000円						16,000円
12	介護老人保健施設	63,000円	16,000円					
13	介護医療院	63,000円	16,000円					

※ 同時申請できる事業は、同じ種類のサービスを、同一の事業所で一体的に運営する場合があります。(吹田市介護保険法施行条例第19条第2項、第3項)